

目 次

第1編 大気汚染防止法等の概要	1
1 大気汚染防止法の概要	1
1-1 制定・改正の経緯	1
1-2 大気汚染防止法による規制等の体系の概要	2
2 ばい煙の排出規制・指導	3
2-1 ばい煙とは	3
2-2 設置・変更の届出、計画変更命令、実施の制限	3
2-3 排出の制限、改善命令・使用停止命令	6
2-4 硫黄酸化物の総量規制等	21
2-5 測定義務・立入検査等	24
2-6 事故時の措置	25
2-7 緊急時の措置	25
2-8 窒素酸化物に係る指導（要綱による指導）	25
2-8-1 排出総量の指導	25
2-8-2 発電ボイラー・ガスタービン等に関する指導	28
2-9 条例による届出	29
3 揮発性有機化合物の排出規制・指導	31
3-1 揮発性有機化合物とは	31
3-2 設置・変更の届出、計画変更命令、実施の制限	31
3-3 基準遵守義務、改善命令・使用停止命令	31
3-4 測定義務・立入検査等	31
3-5 緊急時の措置	33
3-6 条例による自主的取組の促進	34
4 粉じんの規制	35
4-1 粉じんとは	35
4-2 一般粉じん発生施設	35
4-2-1 設置・変更の届出	35
4-2-2 基準遵守義務、基準適合命令・使用停止命令	35
4-2-3 立入検査等	35
4-2-4 条例による届出	35
4-3 特定粉じん発生施設	37
4-4 特定粉じん排出等作業	37
4-4-1 解体等工事に係る調査及び説明等	37
4-4-2 調査結果の行政への報告	37
4-4-3 実施の届出、計画変更命令	38
4-4-4 作業基準遵守義務、作業基準適合命令・作業停止命令	38
4-4-5 作業の結果の報告等	38
4-4-6 立入検査等	38
4-4-7 要綱による指導	38
5 水銀の排出規制	42
5-1 水銀の排出規制について	42
5-2 設置・変更の届出、計画変更命令、実施の制限	42
5-3 基準遵守義務、改善命令	42
5-4 測定義務・立入検査等	45
5-5 要排出抑制施設の設置者の自主的取組	46
6 指定物質の排出抑制	47
6-1 指定物質とは	47
6-2 排出の抑制	47
7 罰 則	49

第2編	届出書の提出について	50
1	届出書の提出先	50
2	届出書の様式	50
3	提出部数	50
4	届出書作成時の注意事項（全般的事項）	50
5	届出の種類と届出の方法	51
5-1	ばい煙関係	51
5-1-1	ばい煙発生施設	51
5-1-2	硫黄酸化物／窒素酸化物総量規制適用施設	58
5-1-3	ばい煙に係る特定施設・特定作業	59
5-2	揮発性有機化合物関係	60
5-2-1	揮発性有機化合物排出施設	60
5-2-2	自主的取組計画書・実績報告書	62
5-3	粉じん関係	63
5-3-1	一般粉じん発生施設	63
5-3-2	特定粉じん発生施設	64
5-3-3	特定粉じん排出等作業	64
5-3-4	粉じんに係る特定施設・特定作業	65
5-4	水銀関係	65
5-4-1	水銀排出施設	65
第3編	届出書の様式	67
1	大気汚染防止法関係	68
2	千葉県硫黄酸化物に係る総量規制運用要綱関係	91
3	千葉県窒素酸化物対策指導要綱関係	93
4	千葉県環境保全条例関係	95
5	千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例関係	106
6	千葉県建築物等の解体等に伴う石綿の飛散の防止等に関する要綱関係	116
第4編	資料	117
1	大気汚染防止法（抜粋）	117
2	硫黄酸化物に係る総量規制基準（千葉県告示）	126
3	硫黄酸化物に係る燃料使用基準（千葉県告示）	128
4	千葉県硫黄酸化物に係る総量規制運用要綱	129
5	千葉県窒素酸化物対策指導要綱	131
6	千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱	135
7	千葉県環境保全条例（抜粋）	137
8	千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例（抜粋）	138
9	千葉県建築物等の解体等に伴う石綿の飛散の防止等に関する要綱	139

本文中の略記は以下のとおりです。

法 … 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）

令 … 大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）

規則 … 大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）